

## 6. 杉並区における「放課後児童クラブ」と「児童デイサービス」を中心とした障害児対応

# 杉並区「学童クラブ」「フォスター、ぽぶけ」

杉並区における障害のある子供たちの放課後・休日活動の場としては、杉並区保健福祉部児童青少年課が所管する「学童クラブ」と、区からの補助金を運営に充てている「心身障害児地域デイサービス事業（地域デイ）」等の民間の活動の場がある。本稿では、学童クラブ2箇所を取り材し、杉並区の施策や受け入れシステム、活動の様子を報告した。併せて、地域デイの中から「フォスター」と「Popke（ぽぶけ）」の活動等を取り材し報告した。

### 1. 杉並区の学童クラブにおける障害のある子どもの受け入れ状況について

児童館、学童クラブの所管課は、杉並区保健福祉部児童青少年課である。

平成20年4月1日現在、障害のある児童181名が学童クラブに所属している。これは入会児童数の約4.4%に相当する。また内訳は、特別支援学級・学校の児童は69名、通常学級に在籍する障害のある児童は62名である。児童館の数で示すと、全47学童クラブのうち今年度障害児入会者がいないのは、6クラブである。各学童クラブは定員内に4名まで特別支援児童を受け入れる。重度重複障害児対応学童クラブでは、定員の他に6名まで重度重複児童の受け入れ枠を設けている。区内2箇所の特別支援児童対応重点学童クラブでは、定員内の受け入れを6名としている。対象学年は、必要と認めた場合は6年生まで受け入れ可能である。

杉並区では「ゆう杉並」という、中高生が企画に参画する児童青少年センター（荻窪駅徒歩15分）を運営している。障害のある中学生が放課後活動のグループとして利用することがある。他の児童館でも障害児の放課後活動団体等と協力して企画作りをするようになっている。

杉並区の児童館及び学童クラブ運営施策やシステムの概要を資料や聞き取りからまとめた。

#### (1) 「児童館等のあり方検討会作業部会報告書」による障害児受け入れ施策

杉並区は、平成19年5月「児童館等のあり方検討会作業部会報告書」により、それまでの調査報告の具体化を図るため、平成19年度～21年度の取り組みをまとめた。児童館と学童クラブにおける障害のある子どもの受け入れに関する主な施策概要を紹介する。

##### ①「児童館の障害児向けプログラムの充実」における取り組み方針・内容

- 障害児利用促進プログラムの充実：関係機関等との連携の強化や各館の取り組みの共有化等を通して、障害児利用促進プログラムの充実を図る。
- スキルアップ研修の充実：障害児に対する対応力の向上や、「障害児利用促進重点児童館」の取り組みの共有ができるよう、研修の充実を図る。
- 「障害児利用促進重点児童館」の拡大：19年度10館を21年度20館までに拡大する。

##### ②「学童クラブの障害児受け入れ枠の見直し」における取り組み方針・内容

- 特別支援枠の創設と介助度の見直し：「障害児枠」という名称を見直し、「特別支援枠」とする。介助度は従来の1から3に加え、軽度発達障害児を中心とした介助度4を設ける。

- 
- 特別支援児童対応重点クラブの指定(2児童館)：登録数が今後、70名以下で推移する見込みの学童クラブで、20年度4名を超えた入会希望が予想されるクラブを、試行的に「特別支援児童対応重点クラブ」とし、介助度2～3の児童の受け入れ人数枠を6名に広げる。

## (2) 学童クラブにおける、特別な支援の必要な児童の受け入れシステム

### ①学童クラブで「特別支援児童」と認められる児童

健常児と同様、(ア)両親の就労やその他の理由により、家庭で充分な保護を受けられない児童であること、(イ)特別支援児童入会審査会で、特別な支援が必要だが健常児と集団生活が可能と認められ、保護者の責任で当該学童クラブに通所できる者であることを用件としている。

### ②介助度の判定について

6領域（A基本的生活・B身体機能・C安全管理・D意思疎通・E社会性・F医療的側面についてチェックする「生活状況調査票」）を用いて、入会不可から介助度4までの判定をし、介助度別の学童クラブ受け入れ人数及び人的措置を算出する。措置については毎年見直しを行う。介助度1である重度の身体障害と知的障害を併せ有する児童は重度重複障害児対応学童クラブで受け入れる。一般学童クラブで入会が困難な重度の身体障害のある児童については、知的障害のない場合であっても、保護者の意向を考慮した上で重度重複指定学童クラブの入会を認める。定員の関係等で希望学童に入会できないときは、他の入会可能学童を紹介している。

### ③巡回指導について

職員が特別支援児童の保護育成に必要な指導・助言を得るために、特別支援教育児童が入会している学童クラブへの巡回相談を専門家に委託している。巡回指導を受けるに当たっては、保護者の同意が必要である。回数は各入会児童につき年1回分の回数が予算化されている。

### ④「放課後子ども教室」について

杉並区においては「放課後子ども教室」が現在約10カ所で、いずれも地域の支援者や学校支援本部がかかわり実施されているが、障害のある児童については、児童館や学童クラブでの受け入れが進んでいるといえよう。障害児の受け入れについては、行政の側も体制がしっかりとっている学童クラブ等での受け入れを今後も進めていく方向である。

## (3) 学童クラブ、児童館の活動の実際

2つの児童館を訪問し、学童クラブ担当職員や児童館担当職員の方々よりお話を伺った。またそのときにいただいた資料などをもとに、以下にまとめた。

### ①高円寺北学童クラブ（区内唯一の重度重複障害児対応学童クラブ）

＜場所・施設について＞ 高円寺駅北口徒歩3分、環七通りから徒歩5分、すぐ近くに杉並第四小学校がある。現在重度重複障害児4名と特別支援児童2名を受け入れている。施設面では、シャワー付身障者用トイレや介助用可動式ベッドのスペースが確保されている。庭に出るためのスロープを設置し、車椅子の児童が外に出やすいように改修されている。

＜重度重複障害児等への対応＞ 区内の重度重複障害児童で学童クラブ入会希望者は、本学童クラブへの入会となる。重度重複障害児は、平成14年9月より、受け入れている。

本学童クラブが重度重複児童対応に指定されたのは、交通アクセスの便利さ、利用者が30名程度で安定する見込みであった、児童館機能を大幅に減じなくても専用室や身障者用トイレ設置ができるとの理由による。重度重複障害児（介助度1の児童）枠は6名である。介助度2～4の特別支援児童枠は、現在50名の定員に含まれる。介助度1の児童にはパート介助員が1対1で配置される。介助度2以上の児童対応の人的措置については一定の原則が設けられ、毎年総合的に判断し見直しがなされている。

＜学童クラブのプログラム（活動の流れ）等＞ 以前、パニックが激しい児童に対しては別ブ

---

ログラムを用意することもあったが、現在はそうした児童はいないので、重度重複障児等障害のある児童に対し特別なプログラムを用意はせず、基本的には一緒に生活している。

特別支援学校児童は、通常15時25分ぐらいに児童館（学童クラブ）に到着。下校が早い日は、14時20分ぐらいまで下校バスのポイントから児童館まで散歩等をして過ごす。学童クラブに着くと、鞄や連絡帳を片付けなど他の児童と同じ流れで過ごし、当番活動（机拭き、ポット運びなど）は毎日行う。皆と同じ育成室で過ごし、一緒におやつ等を食べる。16時30分から15分、本児童館の取り組みでボールぶつけの鬼ごっこ（「ろくむしタイム」）に全員参加する。初めはいやがっていた障害児童も、毎日参加するうちに、時間になると自分で靴を取りに行くなど、自発的な参加がみられる。重度重複児童の場合は体調が良ければ一緒に走ることもあるが、同じ活動は疲れやすいので室内で過ごすこともある。帰りの会は、16時45分開始。司会者の一人になるなどの役割活動にも参加する。

そのほかには、障害のある子もない子も一緒に参加する児童館企画の活動（本児童館では「わくわくグループ」）に参加し、調理や工作に参加する。また、学童クラブでは、月1回の誕生会や遠足等の活動や季節行事等があり、それにも全員で参加している。

＜子どもたち同士のかかわりと変容＞ 学童クラブの活動では、他の児童からの働きかけが必然的に起こる。現在6名の障害児童が、6班編制なので各班1名いる。その子と関わらないと生活ができないようになっている。おやつの時には、「いる、いるない」を確認してあげたり、ゲームの時には一緒にできることがないと活動にならなかったり、当番で挨拶するときには皆で揃わないと始められなかったりと、一緒の参加が当たり前になっている。また、障害のある児童、ない児童と一緒に参加する行事プログラム（わくわくグループ）に参加するときには、何かしらの役割が障害のある子どもにも与えられ、その子なりに活動することで周囲からも認められる経験をつんでいる。生活を共にする体験を積んでいくと、例えば遠足で出かけた先の公園で、車いすの友だちのためにスロープを探しに遠回りすることに誰も文句を言わないなど、付き添いの保護者が感心するほど自然な形で交流・理解がなされるようになってきている。

特別支援対象児童にとっては、役割活動などを繰り返し行うことによって意識が育ち、発声が難しい児童でも「気をつけ、礼」のきちんとした動作をみなの前で示すなどの変化が見られる。特別支援対象児童については、年1回の巡回相談を活用し、その子にとってのよりよい過ごし方等について助言をもらっている。ある児童については、「初めはいやがるかも知れないが一緒に当番活動をさせ、役割を与えることで見通しを持つことができる」との助言に従い、テーブル拭き、ワゴン運び等毎日決まった活動を用意したところ、現在でも文句を言いながら行うという姿はあるものの、活動に見通しが育ち、行動が全般に安定してきた。

＜関係機関同士の連携＞ 関係機関等相互の情報交換は、特別支援学校の担任が訪問して様子を見に来たり、学校公開時などに学童クラブ職員が参観に行ったりしており、何かあったときに相談する相手の顔がわかっている。学校からの予定表の配布、保護者の了解のもと学校からの連絡帳を確認し様子を知ることなどが、日々の活動の中での配慮に役立っている。

また、担任訪問の際に、「質問タイム」を設けたところ、他の子どもたちから「〇〇くんが言いたいことはどうやって聞いたらわかるの?」「伝えたいときにはどうしたらいいの?」などの具体的質問が寄せられ、担任が答えたとのこと。これも学校の活用方法の一つであろう。

その他、重度重複障害児童の円滑な通所という点では、下校スクールバスの降車場所についても特別支援学校との調整が必要な場合があるとのことであった。

## ②堀ノ内南学童クラブ（特別支援児童対応重点学童クラブ）

＜場所・施設等＞ 地下鉄丸ノ内線方南町徒歩10分、区立堀ノ内幼稚園の2階部分に堀ノ内南

---

児童館がある。本児童館は、「障害児利用促進重点児童館」である。現在学童クラブに所属している特別支援対象児童は、特別支援学級、特別支援学校児童あわせて6名であり、児童たちには介助度によりパート職員（1日6時間）が付いている。

児童館内施設は、学童クラブでは育成室を主に使い、他の遊戯室、図工室、図書室等は児童館と共に用いている。児童館施設として乳幼児室がある。第二育成室として畳敷きの部屋があり、特別支援対象児童が、集団から離れて落ち着くために利用することがある。

＜障害児利用促進重点児童館としての取り組み＞ 活動プログラムの一つとして、当学童クラブのある堀ノ内南児童館が「障害児利用促進重点児童館」として取り組んでいる「手と手つなごう！ハッピーグループ」を紹介する。本プログラムは障害のある子供達もない子供達もみんなと一緒に遊べる地域づくりを目指した活動である。参加者は申し込み制であるが、学童クラブに所属する児童がほとんど参加している。また、学童クラブに所属する障害のある子供は原則全員が参加している。本プログラムは毎月1回水曜日15時～16時に行われており、実施に当たっては、後述する知的障害児の放課後を支えるグループ「Popke（ぽぶけ：後述）」等と連携している。プログラム内容は、障害のある子供のためというよりは、一緒に楽しめることを重点に活動を考えている。「ぽぶけ」からの参加者には、各児に介助者が付くこともあり、活動によって「ぽぶけ」参加児童にとって楽しめない様子が予想される場合は、その児童は「ハッピーグループ」の活動から距離を置き、個別活動に切り替えるなど柔軟な対応をして参加している。そのようにして、次回の活動を楽しみにしてもらおうと、児童館と「ぽぶけ」双方で了解のもと配慮して取り組んでいる。また、19年度は、「ぽぶけ」のスタッフによる紙芝居「ぼくのおにいちゃん」や「自閉症ってなあに」の読み聞かせを行い、障害に対する理解を深める機会を作った。

プログラムでは毎回、障害のある子供とない子供で手をつないで入場し、ダンスを踊るところから始めている。昨年度は好評だった踊りも、今年度は一般児童の中にはとくに踊りを嫌がる子もいて、参加態度が必ずしも十分とはいえないときもあるが、そういう子供にも役割を持たせると、「ぽぶけ」の子供たちの前などで張り切って活動する姿を見せている。

なお、近隣小学校特別支援学級の保護者会の時間に子供たちが児童館で過ごす支援にあたり、地域の小学校PTAやボランティアグループ・主任児童員・青少年委員等で構成される「障害児サポート連絡会」も協力している。19年度は5回実施し、地域の方と特別支援学級児童が知り合える場となっている。

＜学童クラブでの子供たちのかかわり＞ 学童クラブの基本は生活を共にすることである。おやつや昼食（長期休業期間）は育成室に集まり全員で食べる。その際、特別支援児童も当番活動など、他の児童とかかわりあうことが多く、友達に合わせて「いただきます」の身振りをするなど、教室では見られない姿を見せる場面もある。また、本学童クラブには、特別支援学級・学校から6名が参加している。自分からのかかわりが少ない特別支援学校の児童に対しては、何かをしてあげるというのではなく、自然に本読みに引き込んだり、上級生が自分の膝にのせてかかわったりする様子が見られる。また、近隣小学校での児童祭りにお店を出したときには、学童に所属する特別支援学校児童も保護者と一緒にお店番をしたが、その後会場内を保護者と回ると、あちらこちらで「○○くん！」「○○くんおいでよ」と声をかけられ、保護者も喜んでいたとのことであった。学校どうしの交流活動とは異なる、生活の場ならではのかかわりが見られるのが学童クラブや児童館であろう。

また、特別支援学校から学童クラブまでは、地域のボランティアの方がローテーションを作り学校から学童クラブまで送ってくれている。その地域の方達が学童に集う一般児童にも声を

---

かけてくださり、子供たちと地域の方々との交流が同時になされているとのことである。

## 2. 心身障害者（児）地域デイサービス事業「フォスター」、「Popke（ぽぶけ）」

杉並区では、現在8ヵ所が心身障害者（児）地域デイサービス事業として、放課後・休日活動事業を展開している。その中の、「フォスター」と「ぽぶけ」で取材を行った。いただいた資料等を参考にしながら、概要をまとめた。

### ①活動の歩み（概略）

平成6年6月に、立ち上げ準備のための保護者話し合いがもたれ、翌7年4月からは、週2回の活動でスタート。当時開所したばかりの和田障害者交流館（区立和田小学校敷地内）を区から無料で借り受け、活動場所とする。平成8年4月から、杉並区より補助金給付が始まり、活動が月～土曜日の週6日になった。その後、フォスターの活動を小学生と中学生・高校生に分けて2個の団体とできないか保護者が話し合い、平成11年4月「ぽぶけ」がフォスターから分かれて小学生だけの団体として活動開始し、現在は中学生も一部対象にして活動している。平成16年には、居宅・身体・移動介護支援グループ「株式会社サポートそら」が立ち上がり、フォスターやぽぶけの活動を側面から支援している。

### ②フォスターの活動

＜活動の理念＞ 社会において、子供たちが主体的に幸福追求権を緩やかに円滑行使していくようにすると共に、将来の自立に向けて支援していくことを活動の理念とする団体である。

＜活動指針＞ 1) ①保護者の就労、疾病、家族の事情その他の理由で保護者が直接子どもの放課後の充実を図れない場合、②障害のある子供たちを育てるに際し、保護者の休養時間を保障し、レスパイトが必要と思われる場合、保護者に代わりスタッフが子供たちを支援する。

2) 社会参加や集団参加の機会を提供して、放課後や夏休みなどの長期休業期間の充実した時間を作ることにより、子供たちの対外的な視野を広げる支援をする。

＜活動内容＞ 子供たちに、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、遊びを中心とした文化的活動を行っている。

具体的な内容では、提供しているプログラム提供として、音楽療法、お話の会、調理実習、工作、手芸、和太鼓、手話ダンス、プール、遠足、レストラン学習、ショッピング等がある。また、地域の交流には積極的に参加している。日常的に行う身辺自立の介助内容は、食事（おやつ、昼食）、衣類・靴の着脱、トイレ等日常の身辺処理援助、自立に向けた手助け等である。

活動日時は、月～金曜日までが、下校時から17時30分、第2・3・5土曜日は9～17時30分（昼食をはさむ）、学校の長期休業期間は、9時～17時30分となっている。なお、第1・3月曜日の活動は、フォスター事務所（区から家賃補助がある）で行っている。下校時には、学校まで迎えに行き、安全確保を図りつつ人員を配置している。

### ③ぽぶけの活動

＜活動の指針等＞ 「のんびり」「ゆったり」とした「豊かな放課後」であるように活動を進める。子供たちの社会性と内面世界の広がりを支援することを目指し、「社会性の広がり」では同世代・異世代の人との出会いや社会との係わりを大切にすること、「内面世界の広がり」では様々な経験を通して「楽しいこと」に出会う機会を提供することである。こうした活動を通して障害への理解と支援の輪の広がりの一助を担うことを目指す。ぽぶけの活動では、専門的な療育にまでは踏み込まないが、活動への参加が一人一人の療育に役立つことを願っている。

子供たちに接するときスタッフが心がけていることは、子供たちに人と人との係わりを意識してもらうことと、子供たちが将来、この日本の社会、同じ地域で暮らす仲間として育つに必

要と思われることを伝えることである。子供たち理解のために、個性や障害特性について保護者や学校の先生とよく話し合う等の研修の機会を大切にしている。

＜活動内容＞ 小学部は火・水・木（13～17時）、中学部は月・金（13～17時）。学校の長期休業中は概ね10～17時が活動時間である。活動日には、スタッフが各学校に迎えに行き、天候に合わせて17時まで様々な屋内外の活動を楽しむ。公園・児童館での遊び、近隣での買い物、おやつ（自分たちで作ることもある）、音楽、手話ダンス、お話の会、近隣児童館との交流イベント（堀ノ内南児童館の「手と手をつなごう！ハッピーグループ」）への参加などの活動をしている。

#### ④フォスター、ほぶけ 運営上の課題

活動場所確保の困難、人材確保の困難、入会希望者の増加という現状に対しては、補助金の継続、確保、あわせてより広い活動場所の確保が課題となっている。また、スタッフの研修及び相談の受け入れとして、区内学童クラブで実施されているような巡回相談の対象になれないか、区にお願いしているとのことである。いずれも今後とも充実した活動を継続するに当たり、大切な課題である。

学校をはじめとする関係機関との連携、情報交換等のあり方については、身近な機会を活用してお互いに率直な意見交換ができるようにしていくことを学校とは確認しあっている。区立特別支援学校のセンター機能として、こうした地域活動への支援を情報交換だけでなく、研修機会の提供や相談など、より充実させていくことを期待したいとのことであった。

### 3. 杉並区立特別支援学校（済美養護学校）における、放課後活動等利用状況

済美養護学校には、平成20年度小学部42名、中学部37名が在籍している。今年度の「個別の教育支援計画」から、1学期時点での参加状況をまとめた。

#### ①学童クラブ利用状況

学童クラブは、小学部1年生から4年生まで29名のうち19名が13の学童クラブに所属し、利用している（66%）。

#### ②心身障害児地域デイサービス事業等利用状況

学童クラブ以外に、放課後活動や習い事あるいは家族以外とのかかわりの機会を持っている子供は、小学部では17名である。学童クラブの入会者と合わせると、42名中31名が放課後等に何らかの活動に参加している（73%）。中学生になると、放課後等に何らかの活動に参加している数は37名中32名（87%）と増えている。また、区内の心身障害児地域デイサービス事業を活用している児童生徒は全校では29名（37%）である。なお、特別支援学校では、本人の体力的な面を考慮して家庭で過ごしている場合もあるようだ。

#### ③学童クラブや放課後活動団体等との情報交換等

長期休業期間中等に担任が中心になり様子を見に行ったときに情報交換をすることが多い。また、学童クラブ等からは学校公開期間に授業参観に来ていただき、様子を見てももらっている。必要があれば、それ以外の期間でも、児童生徒の様子を見学に来てもらい、放課後等での本人に沿った活動を考える参考にもらっている。送迎時の引き継ぎも大事な時間である。

また、民間事業所ではなかなか研修の機会をもてないので、時間設定等に課題はあるが、養護学校で実施する教職員向け研修などには可能な限り声をかけ、職員やスタッフの方々がいつでも参加できる状況をつくることもセンター機能の一つとして考えていきたい。

## 7. 県独自事業 — 学童クラブによる障害児対応 —

### (1) 埼玉県

# 埼玉県における障害児学童、通常学童、放課後子ども教室

#### 1. 障害児学童保育（特別支援学校放課後児童対策事業）の概要、実態と課題

埼玉県には、「特別支援学校等放課後児童対策事業」という施策があります。所管課は、福祉部少子政策課です。障害児・者に関わる所管である「障害者福祉課」ではなく、放課後児童クラブ（いわゆる学童保育）を所管している課です。

以下では、「埼玉県特別支援学校放課後対策事業費補助金交付要綱」（A）と「平成20年度特別支援学校放課後児童対策事業の概要」（B）を使いながら、その内容を説明します。併せて、実態と当面している課題を紹介します。

「障害児学童保育」という呼称は、特別支援学校児童・生徒だけでなく、特別支援学級児童をも対象としている点、事業の展開の仕方として、通常の学童保育（放課後児童クラブ）のように断続的でなくウィークデイは毎日開設することを前提につくられていることもあり、当事者たち（保護者と指導員）はこのように呼称しています。

#### (1) 施策の概要・しくみ

##### (1)- 1 施策誕生の経過

この事業は、昭和63年に誕生しました。

それに先立つ59年には、県北の本庄市において「障害児学童保育室大きな樹」が、県市からの補助金もないなかで活動を開始していました。

大きな樹が市と県に対して補助金支給をはたらきかける運動を始め、埼玉県学童保育連絡協議会（以下、「県連協」）等の県域の運動団体が支援する形で知事に対して陳情を行いました。そしてついに、当時の担当課・児童福祉課がそれを受ける形で「養護学校学童保育運営費補助金」として施策化しました。名称からもわかるように既にあった通常学童保育の施策を援用するような形で策定したものです。

その後、県連協や県連協加盟の障害児学童保育関係者の要望を受ける形で、施策対象の緩和・拡大、補助の内容や補助単価を改善させるなどを経て、今日に至っています。

##### (1)- 2 施策の趣旨・目的 ※Bの「趣旨」を参照

当初は、特別支援学校児童のみを対象にしていましたが、平成18年度から普通小中学校の特別支援学級児童をも対象としています。それらの障害児に対して「集団生活と健全育成の場を確保する」ことを目的としています。通常の学童保育（放課後児童クラブ）が親の就労等を対象要件としているのに対して、それは問うていません。

##### (1)- 3 実施主体、負担区分、補助内容など

Bの「3 事業の内容」にあるように、事業の実施主体は市町村となっており、補助額

の3分の1を県、3分の2を市町村が負担します。実施主体は市町村ですが、運営体を設けてそこに委託や補助することは妨げていません。

補助対象経費は、指導員「人件費」と年額1万円を上限とする「賠償責任保険の保険料」です。指導員は、ボランティアなどではなく労働者としての職員を想定しています。

その指導員の人件費を平成20年度でいうと年額1,628,000円と算定して、県連協の基準でいう「重度障害児3人に1指導員」、「その他の障害児6人に1指導員」の人件費を支出するものです。

#### (1)-4 補助要件 ※Aの「定義」を参照

「ア 適当な場所」、上記の配置数の「イ 基準指導員」、「ウ 県内の特別支援学校…等に通学する障害児」「エ おおむね10人以上」いる運営体に対して補助するというものです。

指導員資格については、例示はしているものの「障害児の指導に知識経験を有すると認められる者」でもよしとしています。

#### (1)-5 補助総額 市町村の単独補助

埼玉県の補助金の総額は、Bにあるように、平成20年度は28クラブ、児童数459人に対して、91,744,000円となっています。

これとは別に、市町村単独で、①運営費補助として児童1人当たりの補助 ②施設の家賃補助 ③指導員処遇改善費や社会保険事業主負担 ④母子家庭や単身家庭補助 など様々な形で補助がされています。

また、この施策とは別に、県教育局特別支援教育課として平成20年度から「特別支援学校放課後児童クラブの県立特別支援学校施設利用要綱」を策定しています。これは、障害児学童保育（特別支援学校放課後児童クラブ）が、特別支援学校の余裕教室等の施設を利用して必要なルールを定めたものです。このルールもまた、県連協や県連協加盟の障害児学童保育関係者からの強い要望を受けて実現したものです。

この要綱の趣旨を活かす形で平成21年度より県中央部の上尾市に新設される「上尾かしの木特別支援学校」内に障害児学童保育が設置される予定です。全国的にも特別支援学校内に専用施設として設置されることは珍しいと思われます。

### (2) 埼玉県内の障害児学童保育の実態

#### (2)-1 毎年、クラブ数は増え続けています

施策誕生以前は「大きな樹」1カ所のみでしたが、昭和63年に施策ができた年度には3カ所。その後、毎年のように増え続け、平成20年度時点では、Bの右表にある通り、埼玉県の補助対象クラブとして28カ所となっています。これ以外に政令指定都市であるさいたま市に所在するクラブ（さいたま市から補助）が2カ所、補助対象外のクラブが1カ所あります。合計31クラブに約500人の児童が通っています。

県内に急速に増え続けている事実は、①保護者の願いを正確に反映し、②一定程度ボリュームがあり、③かつ利用しやすい施策・補助があることによって、飛躍的に利用（世帯・児童）が広がることを如実に示していると思われます。

#### (2)-2 通所している児童・生徒の実態

埼玉県内の国立・県立・私立特別支援学校40校と単純比較すると77.5%となりますが、実際にはBの右表にあるように19特別支援学校と15特別支援学級から通所しています。特別支援学校別では、2カ所の肢体不自由児特別支援学校以外は、知的特別支援学校です。

---

児童数は31カ所で約500人。やはり特別支援学校5,298人（平成20年度学校基本調査より）との単純比較で9.4%（※実際には特別支援学級児童も通所）と、かなりの校区とその校区の児童がそこで生活を過ごしています。

児童・生徒の属性について、埼玉県学童保育連絡協議会が把握している25クラブ、児童数432人の範囲で言うと以下のようです。

- 特別支援学校児童93.8%／特別支援学級児童6.3%
- 小学生ないし特別支援学校小学部36.3%／中学生ないし中学部32.6%／高等部31.0%
- 男子68.1%／女子31.5%。

#### (2)- 3 運営形態／運営主体／施設

以下も、埼玉県学童保育連絡協議会が把握している25クラブ、児童数432人の範囲での実態です。

運営形態は、市町村直営などはまったくなく、施設を市が貸与する形で関与いただいている施設が3カ所ありますが、それも含めて全部、民間運営となっています。

運営主体は、社会福祉法人が2カ所、N P O法人が9カ所（※いずれの法人も元々の父母会が母体となって立ち上げたものです）、父母会が14カ所。

施設は、市が建てた施設を貸与しているところが1カ所、普通小学校内に専用施設が1カ所、同様に普通小学校内にプレハブ施設を貸与が1カ所。

#### (2)- 4 指導員 配置／資格／労働条件

指導員については、配置数が、25クラブの平均児童数17.08人に対して、常勤・非常勤を問わず配置されている数は8.68人ですので、児童1.97人に1人という実態です。つまり、公費では重度3人に指導員1人ですので、単純に考えて、1.03人分は運営体（つまりは保護者）の負担となっている計算です。要綱上は資格要件は厳格ではありませんが、実際には、半数以上の指導員が教員ないし保育士の資格を有しています。

労働条件は、初任給月額で14万円台～16万円台、年収ベースで200万円台。昇級表を持っているクラブは半数程度です。

#### (2)- 5 利用料などの保護者の負担

運営総額に対して公費負担（補助金）を除いた部分が運営体（保護者）の負担となりますが、月額平均2万円を超えてます。通常学童保育における父母会運営の保育料が9,681円（2007年度全国学童保育連絡協議会調査）ですから、2倍以上となっています。

### (3) 当面している課題・問題

子どもたちは、家庭とも学校とも違う時空間と仲間の中で、放課後の時間帯（長期休暇中は朝から一日）に親の手を離れて、指導員を仲介にして、遊びや生活を過ごしながら育っています。保護者たちは一様に、「わが子のためにはもちろん、自分自身の余暇や仕事も含めた自己実現のためにも、障害児学童保育があってよかった」と感想を語ってくれます。それを保障しているのが、上に紹介した埼玉県（市町村も負担しています）の施策です。しかし、少くない課題・問題に直面しているのも事実です。

#### (3)- 1 保護者の負担の強さと行政関与の少なさ

県内31カ所の障害児学童保育は、市町村が自ら設置したり運営に乗り出して始まったものはありません。逆に、通常学童保育の場合は、公立公営が42.6%（2008年度、全国学童保育連絡協議会調査）であるように行政の関与が比較的強くあります。

それと比較すると障害児学童保育の場合は、施設を立ち上げるに際しても、運営を担っ

---

ていくにしても、保護者の負担が多いことが大きな課題だと思われます。更なる公的な関与・支援の充実が必要でしょう。

(3)-2 その他

- ①増えてはいるものの、障害児学童保育のない特別支援学校区もあります。
- ②逆に、障害児学童保育ができている地域・学区においては「待機児童」がいます。
- ③施設の確保はどこでも大きな課題です。施設設置や補助などについては、県の施策も想定していません。小学部から高等部までの、年齢差の大きい、また男女差もある、一定数の児童生徒が生活する場所が「民家借家」では充実した活動にはなりにくいでしょう。
- ④公費が十分でないために、どこの運営体も厳しい運営・経営となっています。平均して月額2万円の保育料負担だけではなく、バザーや物品販売などを余儀なくされている実態が広くあります。
- ⑤同様の理由から、指導員の雇用が不安定でありかつ、労働条件は劣悪です。常勤雇用の指導員であっても平均勤続年数は約3年です。低賃金と厳しい労働条件で将来の展望が見えないことを理由に、後ろ髪を引かれながらも毎年、退職せざるを得ない指導員がいます。また、新たな指導員も探せない状況もあります。

## 2. 通常の学童保育への障害児の受け入れ、及び、放課後子ども教室

### (2) 学童保育

#### (2)-1 増え続ける障害児

2008年4月現在、埼玉県内には通常の学童保育（放課後児童クラブ）は全70市町村に865カ所（小学校数829校）、児童数44,631人。そのうち、障害児の受け入れは、57市町（81.4%）、365カ所（43.7%）、769人（1.72%）となっています。

県内の小学校の特別支援学級に通う児童は3,011人（埼玉県教育局、2008年5月1日付け調べ）ですから、769人全員が特別支援学級児童と想定すると、25.5%が学童保育に通っていることになります。

#### (2)-2 埼玉県の施策

国（厚生労働省）が学童保育のみを対象にした施策を講ずるのは1991年度からですが、埼玉県は1973年度に県独自施策を実施しています。障害児については、国は2001年度に施策を講じていますが、県は1986年度より施策を始めています。

補助対象となる児童について「①身体障害者手帳又は療育手帳を所持する児童 ②専門機関による障害児であることの証明を有する児童 ③特別支援学校小学部又は小学校の特別支援学級に通学する児童」と規定し、加配され指導員の人事費を年額141.2万円補助するというものです。施策開始当初は「児童5人に1指導員加配」でしたが、数年毎に改善され、今日では「児童1人に1指導員加配（※5人まで1指導員のままだが）」となっています。

施策の改善と平行して入所児童数と入所率も増えているのが分かります。

#### (2)-3 課題・問題

特別支援学級のある学校408校に比して障害児の通う学童保育が365カ所です。埼玉県内においては、学童保育数は小学校数を上回っていることから、障害児を受け入れていない学童保育が約40ほどある計算になります。

これは、学童保育（放課後児童健全育成事業）そのものが、児童の利用について市町村

---

の「努力義務」(児童福祉法第21条の10)とされていることもあり、障害児の受け入れも同様に市町村の努力に委ねられていることに起因しています。

また、1人受け入れている学童保育が180カ所、3人までが計320カ所という実態から、1カ所で4人以上受け入れることが困難である様子がうかがえます。この要因として、1カ所当たりの児童数そのものが多くなっていて（平均51.5人、埼玉県学童保育連絡協議会調べ）障害児を受け入れる余裕がないこと、県の施策はあるものの、6人で2人目の加配指導員人件費補助という施策の不十分さがあることが考えられます。

また、これも制度の不十分さの1つですが、保育所のように「児童福祉施設最低基準」がないため、施設についても民家借家71カ所、8.2%というように、そもそも児童が40～50人過ごす場所として不適切なところもまだ少なくありません。職員（指導員）についても、資格について明確な規定もない状況です。障害児を受け入れる基盤がまだまだ未整備であると言えます。

### 3. 放課後子ども教室

#### (1) 埼玉県内の実施状況

文部科学省主導で2007年度から開始された「放課後子ども教室推進事業」ですが、2008年度は31市町（さいたま市、川越市を除く68市町村の45.6%）、226カ所（同全小学校690の32.8%）の普及状況です。

「主な活動曜日」は、「放課後毎日」が21カ所、9.3%以外は「平日集1日～数日」「土日のみ」などとなっています。

また、県内の特別支援学校内では放課後子ども教室は実施されていません。

#### (2) 障害児を視野に入れた活動はまだない

埼玉県は、2007年11月、「放課後子どもプランに関する研究会報告書」を独自に作成し、その中で、「障害をもつ子どもたちについても、広く受け入れる必要がある」と位置づけました。

埼玉県教育委員会として2008年3月、2007年度放課後子ども教室を実施した市町村の取り組みについて「平成19年度『放課後子ども教室』報告書」としてまとめています。そこには20市町のとりくみが寄せられていますが、残念ながら、障害児を意識した活動は見られませんでした。

#### (3) 課題・問題

県教育局の調査によると、「放課後子ども教室を実施していない理由」を市町村に質問したところ、「指導員の人材確保が困難」（33件53%）、「予算の確保が困難」（26件42%）、「実施場所の確保が困難」（24件39%）などの回答が得られています。ここからは、放課後子ども教室を実施することそのものがなかなか難しい様子がうかがえます。

障害児にこそ「放課後子ども教室」なども含めた豊かな放課後活動が必要だと考えます。しかしながら、障害児が意欲的に参加するためには、施設設備についても、マンパワーについても、特別な配慮が必要になると思われます。そうした対策が未整備な中では、なかなか現実的な運営は困難であるように思われます。

## 「埼玉県特別支援学校放課後対策事業費補助金交付要綱」(A)

資料A

### 埼玉県特別支援学校放課後児童対策事業費補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 県は、特別支援学校等に通学する障害児の放課後の健全育成を図るために特別支援学校放課後児童対策事業を実施する市町村（さいたま市及び川越市を除く。）に対し、毎年度予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この要綱に定めるところによる。

#### (定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特別支援学校放課後児童対策事業とは、特別支援学校児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を運営し、又は児童クラブに助成等することをいう。

(2) 児童クラブとは、県内の特別支援学校等に通学する障害児を、放課後等一定時間組織的に指導し、もって障害児の集団生活と健全育成の場を確保することを目的として運営されるものであって、次に掲げる要件のいずれかをも満たすものをいう。

ア 適当な場所を有すること。

イ 次の基準に基づき算出された人数以上の指導員（保育士、児童指導員若しくは特別支援学校教諭等教職員の資格を有する者は障害児の指導に知識経験を有すると認められる者をいう。以下同じ。）を配置し、障害児の指導に当たっていること。

基準指導員 =  $(\text{重度障害児数} \times 2 + \text{その他の障害児数}) \div 6$   
ただし、端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

ウ 県内の特別支援学校及び公立の小学校、中学校、中等教育課程の前期課程における特別支援学級等に通学する障害児を指導の対象とすること。

エ 1 クラブ当たりの対象児童が、おむね10人以上いること。

(3) 「重度障害児」とは、次に掲げるいずれかの者をいう。

ア 療育手帳①又はAの交付を受けている児童

イ 身体障害者手帳1級の交付を受けている児童

ウ 療育手帳B及び身体障害者手帳2級の交付を重複して受けている児童

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、児童クラブに係る次の各号に掲げる費目について市町村が支出した経費とする。

(1) 前条第2号のイにより算出した基準指導員数分の人件費

(2) 賠償責任保険料の保険料

(補助額)

第4条 この補助金の交付額は、次の(1)から(3)の額を比較して最も少ない額に3分の1を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。ただし、算出された額に100円未満

の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表第1欄に定める基準額

(2) 別表第2欄に定める対象経費の実支出額

(3) 児童クラブの総支出額から寄付金その他の収入を控除した額を、当該児童クラブの延べ在籍児童数(重度障害児の場合は2倍して算算。以下、この号において同じ。)で除した額に当該市町村の延べ在籍児童数を乗じて得た額

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号とのおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、毎年5月末日までとする。

(添付書類の省略)

第6条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(申請額の変更)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請額を変更する必要が生じた場合は、直ちに県に協議し、その指示に従わなければならない。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号とのおりとする。

(状況報告)

第9条 市町村長は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で報告しなければならない。

(実績報告書の様式)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号とのおりとする。

(報告書の提出時期)

第11条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了後1か月以内又は翌年4月30日のいずれか早い日とする。

附 則

この要綱は、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別 表 (第4条関係)

第 1 欄	第 2 欄
基 準 額	対 象 経 費
重度障害児 1人月額47,000円×延べ在籍児童数 その他障害児 1人月額23,500円×延べ在籍児童数	基準指導員数分の人件費（基本給分） 及び賠償責任保険料

(注) 「延べ在籍児童数」は、各月の初日における在籍児童数の合計とする。

## 「平成20年度特別支援学校放課後児童対策事業の概要」(B)

### 資料B

#### 平成20年度 特別支援学校放課後児童対策事業の概要

##### 1 趣旨

特別支援学校等の放課後や夏休み等長期休校時における障害児童の集団生活と健全育成の場を確保するための放課後児童対策を行う特別支援学校児童クラブを運営又はその運営に要する経費を助成する市町村に対し助成する。(昭和63年度から事業実施)

##### 2 予算の内容

	19年度	20年度	増減率
予算総額	83,284千円	91,744千円	10.2%
補助クラブ数	27クラブ	28クラブ	

##### 3 事業の内容

- (1) 事業実施主体 市町村 県→市町村
- (2) 負担区分 (国〇・県1/3) 市町村2/3
- (3) 児童数 児童クラブの規模は、障害児概ね10人以上とする。
- (4) 補助対象経費

###### ①基準指導員数分の会員費

基準指導員 = (重度障害児 × 2 + その他の障害児) ÷ 6 (端数切り上げ)

###### ②賠償責任保険料

\* 重度障害児とは

- ア 療育手帳 A 又はAの交付を受けている児童
- イ 身体障害者手帳1級の交付を受けている児童
- ウ 療育手帳B及び身体障害者手帳2級の交付を重複して受けている児童

###### (5) 補助基準

	指導員の配置	基準額(児童1人当たり月額)
重度障害児	3人に指導員1人	47,000円
その他の障害児	6人に指導員1人	23,500円

###### (6) 補助額

次の①から③の額を比較して最も少ない額に3分の1を乗じて得た額の合計額の範囲内

① 重度障害児	1人月額47,000円×延べ在籍児童数	の合計
② その他の障害児	1人月額23,500円×延べ在籍児童数	
③ 基準指導員数分の会員費(基本給分)及び賠償責任保険料	当該市町村の延べ在籍児童数(重度障害児の場合2倍)	
④ (会員料の総支出額)-(寄付金その他の収入) ×	当該児童クラブの延べ在籍児童数(重度障害児の場合2倍)	

(注)本事業の対象となる児童は、原則として年間を通じて児童クラブに通う児童とし、夏休みだけ等一時的利用の児童は含まれないこと。

#### 4 市町村負担額(負担率2/3)

	市町村負担額(1人年額)	備考(算出方法)
重度障害児	376,000円	(47,000円×12か月) - ((47,000円×12か月)×1/3)
その他の障害児	188,000円	(23,500円×12か月) - ((23,500円×12か月)×1/3)

平成20年度 特別支援学校放課後児童対策事業 補助対象クラブ一覧

児童クラブ名(住所)	対象児童数	特別支援学校等	実施市町村名
1 こっこクラブ(川越市)	16	川越	川越、鶴ヶ島、ふじみ野
2 ぐりのみ学童クラブ(熊谷市)	12	行田、熊谷	熊谷、行田
3 たんぽぽクラブ(川口市)	27	川口	川口、草加
4 キッズオフ(秩父市)	9	秩父	秩父、横瀬、皆野
5 大きな樹(鶴ヶ島)	18	本庄	本庄、深谷、美里、神川、上里
6 ほほえみクラブ(鶴ヶ島)	24	東松山	東松山、熊谷、深谷、川口、嵐山、小川、ときがわ
7 はるじおん(昭島市)	20	春日部	春日部、宮代、杉戸、(さいたま)
8 ホップラ学童クラブ(深谷市)	24	熊谷、本庄	深谷、熊谷、本庄、嵐山、美里、神川、寄居
9 ハート・PoPo児童クラブ(深谷市)	14	本庄、熊谷	深谷、熊谷
10 パナナキッズ(上尾市)	22	上尾	上尾、桶川、伊奈
11 痢げんきクラブ(猪崎)	6	浦和	蕨、(さいたま)
12 たけのこクラブ(猪崎)	16	和光南	和光、朝霞、志木、新座、三芳
13 さとこクラブ(三郷市)	25	三郷	三郷、草加、八潮、吉川
14 太陽の子(鶴ヶ島)	21	本庄	寄居、本庄、深谷、美里、神川、上里
15 さらら(川口市)	6	川口、浦和	川口、(さいたま)
16 モンキーポッド(久喜市)	18	久喜	久喜、蓮田、幸手、白岡、栗橋、鷩宮
17 すきっぷ(北埼玉)	19	鶴ヶ島、ひばり、普通3	北本
18 キッズドロップ(鶴ヶ島)	25	越谷西	越谷、松伏
19 ぼしうど(拝島市)	11	狭山、普通1	狭山、飯能、入間
20 ぼけっとクラブ(芦ヶ谷)	15	和光南、普通1	戸田
21 くじら(狭山市)	17	所沢	所沢
22 ふれんず(鶴ヶ島)	11	騎西、行田	騎西、加須、羽生、鴻巣
23 なかよしクラブ(鶴ヶ島)	11	和光南、和光、普通1	朝霞、新座
24 きらきら(行田市)	20	行田、熊谷、普通1	行田、羽生、鴻巣
25 なのはな(鶴ヶ島)	14	本庄	深谷、本庄、寄居
26 グローイング(鶴ヶ島)	15	三郷、川口、普通7	草加、川口
27 Eリクラブ(鶴ヶ島)	10	和光南、普通1	戸田、川口
28 おひさま(鶴ヶ島)	13	久喜	久喜、羽生、蓮田、栗橋、鷩宮
	28クラブ	459	19 特別支援学校 15 普通学級特別支援学校(25人)
			35市19町

## 島根県立松江養護学校 —放課後・休日活動の現状と課題—

### 1. ハッピーアフタースクール事業について

- 県内9ヶ所（分教室を含む）の特別支援学校で学童クラブを実施。
- 子どもたちが放課後安心して過ごせる場所となっている。
- 保護者や家族にとっては、就労支援や一時的な休息にもなっている。
- 実施主体は各特別支援学校学童クラブ保護者会。
- 島根県の県単補助事業。（障害者福祉課が担当、県教委（特別支援教育室）も協力）
- 各学童クラブとも、主に県からの補助金と利用料で運営している。
- 各学童クラブへの補助金の公平化を図るために、申請基準を設けている。
- 今後も国の大きな動きがない限り、県が主体となり継続していく。
- 年に1回、県内の学童クラブが集まり連絡会を実施している。今年度までは、各学童クラブが毎年持ち回りで事務局を行っていたが、来年度からは事務局を県が行う。

### 2. 松江養護学校学童クラブについて

- 平成10年より保護者同士でスタート。
- その後県へ要望し、H13年度より県の事業として行っている。
- 登録者数42名（H20.10.1現在）
- ほぼ毎日利用する家庭と家庭の事情等により時々利用する家庭がある。
- 平均利用者数 16名／日
- 月曜日から金曜日実施（14：00～18：00） 長期休業中も実施  
(土、日、祝日、盆、年末年始は休み。学校休業日もお休み)
- 運営費用は利用料と県からの補助金  
※（利用料：700円／日（長期休業中は1,000円／日））
- スタッフは、指導員、介助員、島根大学学生、一般ボランティア
- 実施場所は校内のプレイルーム他2、3教室
- 定期的に保護者会や指導員会、指導員や保護者と教員との情報交換会を実施。
- 上記のほかに利用を開始するときなど必要な時には、担任と指導員と情報交換会を行っている。
- 長期休業時には、学童の時間に出来る宿題を担任と相談して決めている。
- 各学部の参観日に合わせ、指導員や介助員に学童の時間以外の子どもたちの様子も見てもらっている。

### 3. 課題

- 学校の在籍児童・生徒数が増加する傾向にあり、教室の確保が難しくなりつつある状況の中で、学童クラブの活動場所の確保も、難しくなってきている。子どもによっては、狭い部屋にたくさんの人があることが苦手な子どももあり、仕切りをしたりヘッドホンをしたりして過ごしたりしている。
- 各学童クラブとも利用者が増加する傾向にある。それに伴ってスタッフ不足が深刻な問題となってきている。特に長期休業中は深刻である。そのために、利用を断ったり利用制限をしたりしている学童クラブもある。
- 保護者が運営をしているが、負担がとても大きい。(事務作業、役員決めなど)
- 特別支援学校になりさまざまな障害の児童生徒（医療的ケアの必要な児童生徒）が通ってくることが予想されるが、色々な子どもたちが安心して学童クラブを利用できるように、研修会を実施したり人員（医療的スタッフなど）を確保したりする必要がある。

### 4. 松江養護学校の休日余暇支援に関する取組について

#### (1) 松江養護学校について

- 全校生徒202名（小36名、中29名、高137名）
- 主に知的障害の子どもたちが在籍  
(松江市内には他に肢体不自由、病弱、盲、ろう学校がある)
- 平成14年度より地域活動支援事業に取り組み、PTAと協力してサポーター養成を積極的に行ったり土曜日の余暇活動を実施したりしている。
- 特別支援教育、個別の教育支援計画作成に合わせて校務分掌の見直しを図る。  
(主にセンター的役割を担う部署として地域支援センターも立ち上がる。)

#### (2) 具体的な余暇活動の取組

- ①土曜わくわくクラブ（土曜日余暇活動）
  - PTAと協力して親子でのレクリエーション活動を年に4回、地域の施設（公民館、体育館など）を利用して実施
  - 本校だけでなく実施地域の小中学校特別支援教室在籍児童・生徒、特別支援学校在籍児童・生徒にも参加を呼びかけている。
- ②余暇活動企画
  - 地域支援センターが中心となって企画し、年に3回程度土曜日や日曜日に地域の人材や資源を活用しながら活動を行っている。
  - 活動に当たっては市内の特別支援学校や開催地域の小中学校特別支援教室にも参加の呼びかけを行っている。

#### (3) 余暇活動を支えたり余暇活動につながったりする取組

- ①サポーター養成講座の実施（県立学校開放講座）
  - 本校のことや子どもたちのことを知ってもらい、地域で子どもたちや保護者を支える人を一人でも増やしたいという願いのもと、実施している。
  - 本校や公民館を会場にし、地域の方も参加できるオープン講座も行っている。
  - 松江市内の清心養護学校と連携して講座を行っており、他の特別支援学校（病弱、盲、ろう学校）と協力して講義を行っている。
  - 松江市社会福祉協議会、松江市内各地区社会福祉協議会とも参加の呼びかけや講義や修了

---

後の活動場所の提供などについて協力をもらっている。

②あったかスクラム事業への協力（松江市社会福祉協議会などの連携）

- あったかスクラム事業とは、障害のある子どもたちが居住地域で余暇活動を行ったり地域の中で子どもたちや家族を支えるための体制作りを行ったりするもので、教員もサポーターや運営のスタッフとして活動に参加している。

(4) 取組の成果と課題

①成果

- 地域支援センターを立ち上げ、余暇活動や地域とのつながりづくりの取組を行う体制が整った。
- 余暇活動に参加する本校や他校の子どもたちが少しずつ増えてきた。保護者と話をする中で余暇活動についてのニーズが高いことが分かった。
- 余暇活動や地域での活動に継続して協力をしてくれる人たちが増えた。そのおかげで子どもたちや教員と顔が分かるようになり、地域の中で出会った時に、子どもたちに声をかけてくれる人ができた。
- 公民館や社協など関係する機関とのつながりができ、休日の過ごし方について一緒にになって考えることが増えてきた。
- 学校の枠（学校種）を超えた『地域親の会』が動き出し、それらに参加することで他の学校の子どもや保護者とのつながりができた。

②課題

- 各地域での活動が活発になってきている中、教員も地域の一員としての意識をもち、取り組むことが必要である。また、地域の人たちにも自分たちの地域のこととして参加してもらうことも必要である。地域の中で核になって動く保護者や支援者（サポーター養成講座修了生など）を見つけるとともに、家庭、地域、学校ができることの役割分担をし、「誰かがやること」から「自分たちも一緒にやる」という意識に変えていくことが大切である。そのために、今後も引き続き、便りを定期的に発行したりホームページの内容を充実させ、こまめにアップしたりして取組の主旨や大切さについて、丁寧に伝えていく必要がある。
- 子どもたちの実態が多様化する中、色々な子どもたちが参加できるような余暇活動を考える必要がある。子どもたちの意見を吸い上げたり内容によっては高等部の生徒が小、中学部の児童生徒をサポートしたりするようなことも考える。
- 松江市や松江市以外の子どもたちの居住地域の関係者（社協、福祉関係など）との連携を深め、子どもたちを支える取組と一緒に進める。現在行っている余暇活動やサポーター養成講座を松江市以外の地域で開催し、地域の人たちの理解啓発や協力を促していくことも検討する必要がある。
- 放課後や休日にサービスを利用する子どもたちが多いが、そこでの子どもたちの様子について情報交換を行うなど、連携をとる必要がある。

## 8. その他の取組

和歌山県 和歌山市

### ①NPO 「おもちゃばこ」 —— 障害のある子どもたちの余暇をより豊かなものに ——

#### 1. はじめに

##### ※誕生のきっかけ

おもちゃばこは、平成13年5月19日、保護者の交流会の中での子どもたちの放課後や夏休みなどについての話し合いをきっかけに誕生しました。

当時は、現在のように障害児への放課後支援などは何もなく、私たちの子どもは、放課後帰ってきてからの時間を殆ど家の中で過ごし、また、外出したとしても、親や兄弟と過ごすしかないといった状況でした。特に夏休みなどの長期休暇は、学校という唯一の「集団」からも離れ、子どもたちは限られた人との交流の中で過ごす事しかありませんでした。子どもが自立するためには、親から離れた集団での関係作りが望ましい、そう思っていても、手立てがありませんでした。

「障害のある子どもたちが、親から離れて安心して遊べる場所を作ろう。」

おもちゃばこはこうして誕生しました。

##### ※初めての夏 ～障害児学童クラブおもちゃばこの活動～

その年の夏、和歌山市で初めての障害児の学童保育を開催しました。知人の先生方、また、和歌山大学の学生の方にも、指導員として協力して頂きました。ボランティアを、和歌山市内の高校、専門学校、短大などにお願いし、たくさんの方々が協力して下さいました。そして私たち保護者は給食係として子どもたちを側で見守ってきました。

最初は不安でした。子どもたちの泣き声に思わず給食室から飛び出したい事もありました。たった10日間の開催ではありましたけど、子どもたちの成長は大きな物でした。朝、私たちの手をするっと離れ、みんなの元へ駆け寄ってきます。散歩、プール、工作などお友達とたくさん遊んで、満足げな笑顔で私たちの元へ戻ってきます。自分といるよりも友達たちと遊ぶことを選ぶのは、少し寂しい気持ちもありましたが、よく考えれば当たり前のこと。この「当たり前のこと」をするには、子どもたちには多くの力を貸して貰うことが必要です。でも、力を貸して頂ければ当たり前に自立できるんだ、と感じた夏休みでした。

##### ※特定非営利活動法人の取得

平成16年、活動も3年目を迎え、「特定非営利活動法人」の申請をしました。

自分たちの子どもはいずれこの活動からは巣立っていきます。支えていく保護者も入れ替わっていくことになります。活動自体を続けていくには、母体自体がきちんとした形になることが必要だと考えました。

また、法人格を取得することにより、児童デイサービスや、居宅支援などの事業も始めることが出来ました。

## 2. おもちゃばこ 現在の活動

### ■放課後支援の場所として■

1つは和歌山市から委託を受けた「障害児学童保育おもちゃばこ」中学生、高校生のための放課後等余暇活動支援の場です。中高校生ということもあります、将来子どもたちが自立して生活を行うときに、少しでも『余暇』を楽しむ術を身につけて貰えるようプログラムを組んでいます。もう1つは「児童デイサービスフレンズ」。主に小学生への支援の場です。基本的な生活習慣を身につけること、遊びの中でお友達とも関わりを、学んでいくことを中心にプログラムを組んでいます。

放課後になると、子ども達はそれぞれの学校から送迎バスに乗っておもちゃばこにやってきます。まずは「靴をきちんと揃えること」「荷物をカゴに入れ整理すること」。当たり前だけどとても大切なことです。みんなが揃うと手を洗っておやつ。そして1日の活動のスタートです。おもちゃばこに集う子どもたちは、障害の種別も程度も違います。きちんとした対応、支援をするためにはまず指導員は障害の特性について理解すること、子どもたちの様子を記録しどういった支援が必要か考えていくこと、必要以上の支援はせず出来るまで見守ること。活動の内容にも幅を持たせ、例えばハイキングで同じ場所に行っても、山登りペースの子どもたち、散歩ペースの子どもたちとそれぞれの発達段階に合わせて活動出来るように工夫をしています。昼食作りなどは、中・高校生には少し難しいものを、小学生には簡単なお手伝いをしてもらいます。小さな子達に膨らむ「大きくなったら僕も！」の気持ち。その羨望は大きな子達の自信にもつながって行きます。また、出来るだけ地域のイベントや催し物に参加するようにしています。おもちゃばこの家のすぐ近くに高校があります。この高校では毎年春にチューリップ祭りが行われるのですが、今年はその球根の植え付けをおもちゃばこも手伝いに行きました。春になって自分達の植えたチューリップの花を見に行くことを子どもたちはとても楽しみにしています。

#### ある日の活動の様子

デイサービス・学童合同で、調理室を借りてクッキングをしました。この日はチョコブラウニーを作りました。

オープンの窓から焼かれているところを見つめる子ども達。小さな子が近づいて見ていると、高校生のお兄ちゃんが後ろから優しく抱き危なくないようにオープンから遠ざけてくれる姿も見られました。

クッキングでは、調理はもちろん、片付け、掃除もきちんとみんなでやります。

美味しく出来たおやつは、お土産にお家にも持って帰りました。



### ■障害児の余暇の活動、生涯学習の場所として■

平成16年から3年間文科省「地域子ども教室推進事業」の委託を受け、19年度は文科省の研究事業として「おもちゃばこ放課後クラブ」を開始しました。障害のある子どもも含めた居場所作りを開催、ということで、活動曜日を一番放課後の時間の長い水曜日とし、様々なクラブ活動に取り組んでいます。また、当初からの長期休暇支援の活動は「おもちゃくらぶ」という名で、大学生などのボランティアの協力の下活動を続けています。デイサービス等と違うのは、料理や工作、登山、電車に乗っての郊外活動といったプログラムがあり、子ども達は好きな事をより楽しむ為に、また、新しい趣味の世界を広げるために、自分で好きなプログラムを選ん

で参加します。

料理、工作の行程などは、特に自閉症の子どもたちにも解りやすいように、絵や写真を使って細かい説明書を作ること。電車やバスに乗る場合は、公共の場所でのマナーなどを事前に子どもたちに教えること。例えば切符の買い方。電車の中では静かにすること。ホームでは走らないこと。たくさんの「約束」をして出発するようにしています。また、初めてのボランティアの方にも解りやすいように、子どもたちの個性をきちんと記した「サポートシート」を事前に保護者の方に書いて貰っています。

### ある日の活動の様子

春の日差しが暖かく絶好のお花見日和になったこの日の活動は「自分で作ったお弁当を持って和歌山城でお花見しよう！」でした。

たくさんのボランティアの方が参加し子どもとペアになっての活動です。

ボランティアの方には活動の一時間前に集まって貰い、受け持つ子どもさんの事、その日のスケジュールをきちんと確認してもらいます。

おにぎりは握りやすいうようにラップを使って。可愛く三角に握れた子、まん丸の子、それぞれでしたが、素敵なお弁当が作されました。

お弁当の後は、お城でのオリエンテーション。

ポイントのシールを集めて指導員が扮したお殿様に褒美を頂きました。



お弁当は、おにぎり、ハンバーグ、卵焼き。たこさんウインナも頑張って作りました。



### 3. おもちゃばこのこれから

放課後の支援は現在は「自立支援法」の児童デイサービスで行っていますが、21年3月で経過措置としての児童デイサービスはなくなると言われています。地域生活支援事業としての活動では、地域によって格差が生まれ、財政の厳しい市町村では思うように活動出来ないのが事実です。

また、余暇支援の活動も一部の活動は今年度和歌山市の市民提案事業として採用され活動していますが、自主的な活動を続けている状態で、経費など保護者への負担は大きく、誰もが気軽に参加出来る活動ではありません。

子どもたちにとっての放課後がどれだけ大切な場所であるか、また、どれだけ成長にも繋がっていくか、市町村や県、国へ解って頂けるように、支援する者の立場からだけでなく保護者の方にも呼びかけて訴えていく必要があるかと思います。

また、卒業していく子どもたちのためにも、こういった「余暇」や「生涯学習」の場所を提供出来るように活動を繋げていきたいと思います。

おもちゃばこは、活動開始から6年半、保護者の願い「子どもたちにとっての放課後などの余暇が豊かなものとなるように」自分たちに出来ることを少しづつ形にしてきました。

色々と難しいこともあります、これからも、子どもたちを取り巻く環境が、よりよくなるように活動を続けていきたいと思っています。

## ②伊達市「ほばらっ子クラブ」 —障害児の地域活動を「放課後子ども教室」で—

### 1. 「ほばらっ子クラブ」の取り組み（平成19年度）

伊達市における障害児の地域活動に、放課後子ども教室の助成をして、特別支援学校や特別支援学級の子どもたちの充実した活動を展開している。活動場所は公民館。小学生だけでなく、中学・高校の年齢まで受け入れている。伊達市における放課後子ども教室の一つとして、大笛生養護学校や特別支援学級の児童生徒を受け入れている。コーディネーターとして福島大学の先生、ボランティアは社協を通して数名確保。養護学校の重度の児童生徒も特別支援学級の児童生徒も希望があれば誰でも受け入れている。

その他の「放課後子ども教室」（伊達小学校）では、現在は障害児を受け入れていないが、今後どのように拡充するか、「ほばらっ子クラブ」の児童生徒が、どのように、その他の「放課後子ども教室」に参加していくか、今後の課題となる。ただ、放課後子どもクラブでは、健常児と一緒に障害児も受け入れており、このことと小学校区の「放課後子ども教室」での障害児の受け入れとの連携も大切な課題になると考えられる。

#### 1. 伊達市の概要

伊達市全体		
人 口	69,207人（H19.11.1現在）	
世 帯 数	21,584世帯	
小 学 校	22校	3,995人
中 学 校	6校	2,213人
高 校	3校（公立2校・私立1校）	
幼 稚 園	15	公立13園 774人 私立2園 129（市外59）人
保 育 園	9	公立4園 213人 私立5園 480人
放課後児童クラブ	12クラブ	496人

#### 身障者手帳の所持者数（平成19年から平成元年まで生まれ）

身体障害者手帳所持児童数	養育手帳所持児童数	重複障害児童数
40人	93人	21人

#### <伊達市の放課後子どもプラン>

- ① 放課後子ども教室 2教室  
障がい児対象教室  
「ほばらっ子クラブ」
- ② 放課後児童クラブ 13クラブ  
(小学校21校で実施、9校は地域の中心校にて実施)
  - a. 障がい児が入っているクラブ数 2クラブ 各クラブ1名  
児童厚生員による児童に対する指導等をしている。
  - b. 障がい児ではないが手のかかる児童の入っているクラブ数 2クラブ  
指導員に余裕を持たせている。

### 2. 問題点・課題

今年度も、伊達市を取材して、課題が多いことをお聞きしてきた。参加者や保護者の人数減の現状がでている。高等部卒業を迎える、その子がほばらっ子クラブに参加しなくなり、それに見合った補充がない現状だ。その保護者も、運営スタッフに参加できなくなっている。保護者が中心に企画運営しており、中心的な運営者の保護者が参加できなくなるなど、後継者への引き継ぎの課題が出ている。伊達市は小学校区でも、放課後子ども教室を実施しており、このこととの関連を図ることも課題であると考えられるが、担当課も苦慮している。

## ③狛江市小・中学校「夏季水泳教室」 ～特別支援学校児童生徒の夏季水泳教室における交流活動～

### 1. 水泳教室の概要

狛江市では、平成15年度より狛江市に居住する特別支援学校在籍児童・生徒が、居住地校で行われている夏季水泳教室へ、居住地の児童・生徒といっしょに参加する事業を行っている。

①参加は保護者の希望制。

②居住地校での参加が原則だが、事情により他校での参加も可。

参加児童・生徒と同学年の指導時間帯に参加。

③指導日数、小学校およそ10～15日、中学校およそ4～6日。

④指導体制、外部指導員により1対1体制。指導員は、ボランティアではなく、市の予算で指導員料が支払われ、就学前早期療育機関の先生や主に教育又は心理専攻の大学生などが行っている。

⑤指導員の業務範囲、着替え～プール指導～着替え。

⑥指導中はプールサイドで保護者待機が原則。

⑦在籍校コーディネーターは通常の直接交流と同様の関わりを行うが、在籍校担任も水泳教室実施前に支援会議に出席し、また指導期間前半に居住地校に同行するなど、指導員に対して具体的な助言を行う。

### 2. 水泳教室が行われるまでの経過

①市内の支援が必要とされている児童・生徒の学校五日制事業は、社会教育として、特別支援学校児童・生徒の参加も開始時期より認められていた。

②H12年度～H14年度

水泳教室は、社会教育の一環として地域に居住する児童・生徒が参加できた。ただし、支援学校児童は居住地校ではなく、支援学級設置校への参加。支援学校と支援学級児童のために、3名の指導員が加配。支援学級担任が加わり、ほぼ1対1体制での指導。

③H15年度

水泳教室は、学校教育としての位置づけに変更。支援学校保護者、教員が教育長に直接面談して、水泳教室参加継続を要望する。小学校で居住地校での参加開始。1対1体制で指導員をつけてもらえるようになる。

④H16年度

府中特別支援学校（肢体不自由校）児童の参加開始。

⑤H17年度

中学部で支援学級設置校での参加開始。水泳教室実施前に、本人、保護者、在籍校担任、居住地校教員、指導員が集まり支援会議を実施するようになる。

⑥H18年度

久我山盲学校児童・生徒の参加開始。中学部で居住地校での実施になる。

---

⑦H19年度

副籍制度における直接交流として正式に実施になる。

### 3. 保護者としての取り組み

- ①個人で要望するのではなく、障害種別の枠を超えて特別支援学校保護者として連携し、情報交換及び協議を行い要望をまとめた。市教委（室長、担当指導主事）との年2回水泳教室実施前後の面談は、保護者全員参加で行ったが、水泳教室に関わる事務手続き上の細かい調整及び確認は、保護者代表1名と担当指導主事とで行った。
- ②市教委だけではなく、水泳教室実施前後には、在籍校校長、居住地校校長、へも各保護者が毎年挨拶に行った。
- ③水泳教室実施後には、子どもの指導場面の写真と参加回数及び参加後の保護者感想文を掲載した実施状況の記録集を作成し、教育長、在籍校、居住地校へ毎年度配布した。
- ④市教委、在籍校、居住地校と連携して、水泳教室実施に関するしくみ作りに、保護者も関わり協力した。

### 4. 水泳教室実施までの経過を通して、思うことあれこれ…

- ①夏休みはとにかく、長く暑い！特別支援学校の親子にとって、「楽しい夏休み」ではなく、「乗り切れるかどうか」の切迫した期間。
- ②心身ともに大きく成長する年齢の子どもたちにとって、単に運動量を確保するだけではなく、スポーツの楽しさを経験することは非常に重要。水を全身で感じることのできるダイナミックな動きのある水泳は、学齢期の子どもたちにとって最適なスポーツ。
- ③夏休みは普段と違う経験をしたい。特別支援学校では経験できない同年齢の子どもたちとのふれ合いや、大きな集団での動きを感じたい。
- ④教育長をはじめ市教育委員会の理解は大変あったが、各居住地校の理解を得るのは、難しかった。居住地校の校長先生によって、副籍に対する理解がまったく違った。少数ではあったが、「都立の子どもを、どうして市がみなければいけないのか。」「税金の二重取りだ。」「そちらは良いだろうけれど、居住地校にどんなメリットがあるのか。」などを直接言われたこともあった。しかしその反面、「地域の子どもにとっても良い取り組み。ぜひ一緒にやっていきましょう。」という温かな声も多く聞かれた。
- ⑤声をかけてくれる居住地校の子どもたちは、増えたが、いっしょにいるだけで理解が深まるかといえば、そんなに現実は甘くない。  
副籍制度を通して、居住地校の子どもたちに人権教育としての障害理解を教育課程に基づいて学習させることが大切。副籍制度の教育対象は、特別支援学校と居住地校双方の子どもたちであるのだから。